和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて

和光市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市税条例等の一部を改正する条例

(和光市税条例の一部改正)

第1条 和光市税条例(昭和38年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改 正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該 改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(納税証明書の交付手数料)

- 第8条の2 法第20条の10の納税証明書の交付 (法第382条の4に規定する当該証明書に住所 に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料は、和光市手数料条例(平成12年条例 第16号)の定めるところによる。ただし、道路 運送車両法第97条の2に規定する証明書につい ては、手数料を徴しない。
- 2 (略)

(所得割の課税標準)

第17条(略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、<u>前年分の所得税</u>に係る<u>第28条</u> 第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る 所得の明細に関する事項その他施行規則に定める 事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る 所得の金額については、適用しない。

改正前

(納税証明書の交付手数料)

- 第8条の2 法第20条の10の納税証明書の交付 <u>に係る</u>手数料は、和光市手数料条例(平成12年 条例第16号)の定めるところによる。ただし、 道路運送車両法第97条の2に規定する証明書に ついては、手数料を徴しない。
- 2 (略)

(所得割の課税標準)

第17条(略)

2 · 3 (略)

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた 年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等 申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この 項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明 細に関する事項その他施行規則に定める事項の記 載があるとき(特定配当等申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る 所得の金額については、適用しない。ただし、第 1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書 に記載された事項その他の事情を勘案して、この 項の規定を適用しないことが適当であると市長が 認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第27条第1項の規定による申告書
 - (2) 第28条第1項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

5 (略)

6 前項の規定は、<u>前年分の所得税</u>に係る<u>第28条</u> 第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所 得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行 規則に定める事項の記載があるときは、当該特定 株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、 適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第24条の3 所得割の納税義務者が、第17条第 4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等 に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当 等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額<u>の計算</u>の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
- 3 (略)

(市民税の申告)

- 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税 通知書が送達される時までに提出された次に掲げ る申告書をいう。以下この項において同じ。)に 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関す る事項その他施行規則に定める事項の記載がある とき (特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲 渡所得金額に係る所得の金額については、適用し ない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけ <u>るこれらの申告書に記載された事項その他の事情</u> を勘案して、この項の規定を適用しないことが適 <u>当であると市長が認めるときは、この限りでない</u>。
- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項の規定による確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第24条の3 所得割の納税義務者が、第17条第 4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定 配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特 定配当等の額について法第2章第1節第5款の規 定により配当割額を課された場合取申告書に記載 に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に報の 基礎となつた特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金 基礎となった特定株式等譲渡所得金額に回さ が第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課さ れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡 所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20 条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る生度分の個人の県民税若しくは市民税に充当しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
- 3 (略)

(市民税の申告)

第27条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3 月15日までに施行規則第5号の4様式(別表) による申告書を市長に提出しなければならない。 ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規 定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告 書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、

生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生 控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下であるも のに限る。)の法第314条の2第1項第10号 の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前 年の合計所得金額が95万円以下であるものに限 <u>る。) で控除対象配偶者に該当しないもの</u>に係る ものを除く。) 若しくは法第314条の2第4項 に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて 雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第3 13条第8項に規定する純損失の金額の控除、同 条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額 の控除若しくは第24条の規定により控除すべき 金額(以下この条において「寄附金税額控除額」 という。) の控除を受けようとするものを除く。 以下この条において「給与所得等以外の所得を有 しなかつた者」という。)及び第12条第2項に 規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上 欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限 りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者 のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶 者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者 (施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者 を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規 則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定 める様式による。

$3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申</u> 告書)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定に より同項に規定する申告書を提出しなければなら ない者(以下この条において「給与所得者」とい う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書 の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の 支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前 日までに、施行規則で定めるところにより、次に 掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)·(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親</u> 族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「

生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生 控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条第1 <u>項第33号の4</u>に規定する<u>源泉控除対象配偶者</u>に 係るものを除く。) 若しくは法第314条の2第 4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併 せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法 第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、 同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金 額の控除若しくは第24条の規定により控除すべ き金額(以下この条において「寄附金税額控除額 」という。)の控除を受けようとするものを除く。 以下この条において「給与所得等以外の所得を有 しなかつた者」という。)及び第12条第2項に 規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上 欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限 りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者 のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶 者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者 を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規 則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定 める様式による。

 $3 \sim 9$ (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告</u> <u>書</u>)

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定に より同項に規定する申告書を提出しなければなら ない者(以下この条において「給与所得者」とい う。)で市内に住所を有するものは、当該申告書 の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の 支払者(以下この条において「給与支払者」とい う。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前 日までに、施行規則で定めるところにより、次に 掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

 $(2) \cdot (3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親</u> 族申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「

公的年金等」という。) の支払を受ける者であつ て、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得 金額が900万円以下であるものに限る。)の自 己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第43 条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項 <u>において同じ。) に係る所得を有する者であつて</u> 合計所得金額が95万円以下であるものに限る。 <u>)をいう。第2号において同じ。)又は</u>扶養親族 (控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所 得を有しない者を除く。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で市 内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規 定する公的年金等の支払者(以下この条において 「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に 公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記 載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し て、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)·(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

- 第63条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧<u>(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料は、和光市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)
- 第63条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、和光市手数料条例の定めるところによる。

附則

第7条の3の2 <u>平成22年度から令和20年度主で</u>の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年で又は<u>平成21年から令和7年まで</u>の各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定にある場合に限る。)において、前条第1項の規定の規定により請み替えて適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める

公的年金等」という。)の支払を受ける者で<u>あっ</u> て、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有 する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、第203 集の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)が 下この条において「公的年金等の支払を受けるの、 から毎年最初に公的年金等の支払を受けるの、 から毎年最初に公的年金等の支払を受けるり、 に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金 等支払者を経由して、市長に提出しなければなら ない。

(1) (略)

 $(2) \cdot (3)$ (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第63条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、和光市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明 書の交付手数料)

第63条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>交付手数料</u>は、和光市手数料条例の定めるところによる。

附則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度主での各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年で又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定にある場合を含む。)において、前条第1項の規定により請み替えて適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により請み替えて適用ときるところにより控除する場合を含む。)に規定するところにより控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める

割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で 定める割合は、<u>5分の4</u>とする。

$3 \sim 27$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課 税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4 第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下 この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所 得割の納税義務者が前年分の所得税について特定 上場株式等の配当等に係る配当所得につき<u>同条第</u> 1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第20条の2(略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で 定める割合は、<u>4分の3</u>とする。

$3 \sim 2.7$ (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課 税の特例)

第16条の3 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4 第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下 この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。) に係る配当所得に係る部分は、市民税の所 得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等 <u>の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する</u> <u>年度分の市民税</u>について特定上場株式等の配当等 に係る配当所得につき<u>前項の規定の適用を受けよ</u> <u>うとする旨の記載のある第17条第4項に規定す</u> る特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる 場合を除く。) に限り適用するものとし、市民税 の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべ き特定上場株式等の配当等に係る配当所得につい て同条第1項及び第2項並びに第20条の規定の 適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中 に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等 に係る配当所得について、前項の規定は、適用し ない。
 - (1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある 場合
 - (2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条の8、第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第20条の2(略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をい

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第20条の3(略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の 規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用 がある場合を除く。)における第24条の3の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第 6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第 3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約 適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分</u> の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書 にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当 該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項 の記載がある場合であつて当該条約適用配当等に 係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配 当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規 定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割 額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同 う。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項 の規定により前号に掲げる申告書が提出された ものとみなされる場合における当該確定申告書 に限る。)
- 5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人 の市民税の課税の特例)

第20条の3(略)

2 · 3 (略)

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に同項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第27条第1項の規定による申告書
- (2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項 の規定により前号に掲げる申告書が提出された ものとみなされる場合における当該確定申告書 に限る。)
- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の 規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用 がある場合を除く。)における第24条の3の規 定の適用については、同条第1項中「又は同条第 6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第 3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約 適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の</u> 翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規 定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適 用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に 係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないこと についてやむを得ない理由があると市長が認める ときを含む。)であつて当該条約適用配当等に係 る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当 等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭 和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特

条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税 条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定に より読み替えて適用される法第37条の4」とす る。 例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

- 第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4 項の規定の適用を受けた場合における附則第7条 の3の2第1項の規定の適用については、同項中 「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」 とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(和光市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和光市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

表中の改正規定を次のように改める。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規 定により同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の 適用を受けるものを除く。以下この項において「 公的年金等」という。) の支払を受ける者であつ て、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得 金額が900万円以下であるものに限る。)の自 己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第43 条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項 において同じ。)に係る所得を有する者であつて、 合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族 (年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であ つて退職手当等に係る所得を<u>有する者に限る。</u>) を有する者(以下この条において「公的年金等受 給者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第2 03条の6第1項に規定する公的年金等の支払者 (以下この条において「公的年金等支払者」とい う。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける 日の前日までに、施行規則で定めるところにより 次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年 金等支払者を経由して、市長に提出しなければな らない。

(1)~(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規 定により同項に規定する申告書を提出しなければ ならない者又は法の施行地において同項に規定す る公的年金等(所得税法第203条の7の規定の 適用を受けるものを除く。以下この項において「 公的年金等」という。) の支払を受ける者であつ て、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得 金額が900万円以下であるものに限る。) の自 己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第43 条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項 において同じ。) に係る所得を有する者であつて、 合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族 (控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所 得を<u>有しない者を除く</u>。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で市 内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際 に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規 定する公的年金等の支払者(以下この条において 「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に 公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行 規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記 載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し て、市長に提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第3条 和光市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該 改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の和光市税条例 <u>第1</u> 2条第2項及び第28条の3第1項並びに附則第 5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	附 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 この条例による改正後の和光市税条例 <u>の規定中個人の市民税に関する部分</u> は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第28条の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の見出し及び 同条第1項の改正規定並びに附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改 正規定並びに附則第26条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1 項及び第2項の規定 令和5年1月1日
 - (2) 第1条中第17条第4項及び第6項、第24条の3第1項及び第2項並びに第27条第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第3条の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第1条中第8条の2第1項の改正規定、第63条の2第1項の改正規定及び第63条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の和光市税条例第8条の2第1項(地方税 法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号 に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付に ついて適用する。 (市民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の和光市税条例(次項において「新条例」という。
 -)第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第28条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和光市税条例(次項において「旧条例」という。)第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の和光市税条例の規定中個人の市民税 に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度 分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和光市税条例第63条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和光市税条例第63条の3(地方税法 第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にさ れる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じた ものを含む。)の交付について適用する。

令和4年9月1日提出

和光市長 柴﨑 光子

提案理由

地方税法等の一部改正等に伴い、関連規定を整備したいので、地方税法第3条第1項 及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。